

教育訓練給付制度について
～介護支援専門員研修が対象となりました～

令和6年4月1日以降、複数の介護支援専門員研修で教育訓練給付制度を活用することができます。

この制度の活用により、申請手続を行った給付対象者の方は、研修終了後に受講費用の40%が支給されます。

対象研修を確認していただくとともに、支給に必要な手続を御確認ください。

一連の手続はハローワークにて行われておりますので、研修実施機関ではなく、お近くのハローワークへお問い合わせください。

1 対象研修

介護支援専門員実務研修

介護支援専門員更新研修課程Ⅱ

介護支援専門員更新研修(未経験者対象)

介護支援専門員再研修

主任介護支援専門員研修

主任介護支援専門員更新研修

2 必要な手続

受講開始の一ヶ月前までに訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを取得・提出する必要があります。

これらに加え、受講修了後の手続も全てハローワークで行われます。申請に必要な手続については、お近くにハローワークへお問い合わせください。

「主任介護支援専門員更新研修」について、活用を考えられている方は特に時間がありませんので、お急ぎください。

お問合せ先

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会

〒770-0866 徳島県徳島市末広2丁目1番80号

TEL 088-678-4200

FAX 088-611-7035

Mail info@cma-tokushima.com

